

佐賀労働局発表
令和5年7月18日（火）

担	厚生労働省佐賀労働局職業安定部
当	職業対策課長 高尾 正昭
	地方障害者雇用担当官 上河 佳子
	TEL 0952-32-7217
	https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/

「もにす認定制度」の認定通知書交付式を行います

有限会社鳥栖環境開発総合センター（鳥栖市）

～鳥栖市で初の認定～

佐賀労働局（局長 重河 真弓）は、このたび「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（以下「もにす認定制度」という。）において、有限会社 鳥栖環境開発総合センター（鳥栖市）を認定しました。

これまで認定を受けた企業は全国で284社（令和5年3月末時点）ありますが、佐賀県内においては、今般の認定により県内の認定企業は5社となります。

【日時】 令和5年7月28日（金曜）13:30～14:30

【会場】 佐賀労働局（佐賀第2合同庁舎） 5階共用大会議室1
（佐賀市駅前中央3丁目3-20）

[もにす認定企業一覧↓](#)

https://jsite.mhlw.go.jp/saga-roudoukyoku/newpage_00947.html



もにす認定制度とは

障害者雇用の促進および雇用の安定に関する取組状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度で、令和2年4月から実施しています。

この認定制度により、認定企業が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取組の一層の推進が期待されます。

<認定された場合のメリット>

- 厚生労働省及び佐賀労働局ホームページへの掲載をはじめ、ハローワークにおいて、求人票に認定マークや認定企業の表記、求職者などに重点的にPRできます！
- 認定マークを自社の商品や広告に付けることにより優良企業であることをアピールできます！
- 日本政策金融公庫の低利融資の対象となります！

※ 取材をご希望の場合は、必ず事前に右上の担当者（障害者雇用担当官：上河佳子）宛ご連絡をお願いします。（直接の企業様宛での連絡はご遠慮願います。）



業種：廃棄物処理業

会社概要：廃棄物収集運搬・処分
リサイクル

所在地：佐賀県鳥栖市轟木町929-2

ホームページ：

<http://www.tosukan.co.jp>



会社のPR情報

昭和39年設立から今日に至るまで、廃棄物の収集運搬から処理そして資源化を行い、「棄てればゴミ、生かせば資源」を合い言葉に、持続可能な循環社会の実現と環境保全への貢献を目指し事業に取り組んでいます。それらが評価され、環境省が策定した「エコアクション21」の認証、鳥栖市からはベストエコ・オフィスの認定を受けるなど様々な賞を受賞し、地域から評価をいただいております。

メッセージ

我が社の敷地内には、公共の不燃物処理施設があったため、普段から障害者の方と一緒に仕事をしてきました。現在は、この不燃物処理施設も、広域ごみ処理施設へと移行した為、閉鎖となりましたが、今でも当時の名残として障害者にやさしい社風は続いており、障害者とともに働くことが当たり前の会社でありたいと思っています。

また、社員一人一人の役割は異なりますが、すべての社員がやりがいや達成感を見いだせる会社になりたいと願っています。

障害者雇用への取組の成果 (認定に当たっての評価ポイント)

数的側面

雇用状況	実雇用率	4.10%
	実雇用率 (除外率適用前)	4.10%
	障害者不足数	0名
定着状況	過去3年間に採用した障害者の就職6か月後定着率	100%
	過去3年間に採用した障害者の就職1年後定着率	100%

障害者雇用への取組 (認定に当たっての評価ポイント)

体制づくり

組織面	経営方針発表会において、障害者も働きやすい職場環境づくりやその人の特性に合った人材育成を行うことを宣言し、障害を持つ社員とともに働く企業であることを社内に周知しています。また、支援担当者を任命し、障害のある社員を日常的に支援しています。
-----	--

仕事づくり

事業創出	第58期 (令和3年3月1日～令和4年2月28日) の経常利益は黒字です。
------	---------------------------------------

環境づくり

職務環境	永年勤続表彰のほか、優良社員表彰の制度を設け、障害者も含めた全社員の働く意欲の充実につながるよう取り組んでいます。
キャリア形成	障害者も含めた全社員に適用する人事評価制度をとり入れ、職務の改善や能力開発に活かしています。
その他の雇用管理	障害を持つ社員の職場定着のために、障害者就業・生活支援センターから定期的に訪問してもらい、障害を持つ社員には生活面と就業面について相談支援をしていただき、当社に対しては障害特性などについて助言をしていただいております。

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることの**メリット**

● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受ける
ことができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者*を1名以上雇用していること
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		良	2点	良				2点	
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	特に優良	6点
	優良		1点	優良				4点	
	良		1点	良				2点	
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点		質的側面	⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		④職務選定・創出	特に優良	2点				良	2点
			優良	1点			⑭キャリア形成	特に優良	6点
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点	優良			4点	
			優良	1点	良			2点	
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点	成果関係の合格最低点			6点 (満点24点)	
			優良	1点	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点	
		⑦募集・採用	特に優良	2点			優良	1点	
			優良	1点	情報開示 (ディスクロージャー)	成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点
		⑧働き方	特に優良	2点				優良	1点
			優良	1点		⑰質的側面	特に優良	2点	
		⑨キャリア形成	特に優良	2点			優良	1点	
			優良	1点	情報開示関係の合格最低点			2点 (満点6点)	
⑩その他の雇用管理		特に優良	2点	合計の合格最低点			20点 (満点50点)		
		優良	1点	取組関係の合格最低点			5点 (満点20点)		

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

と も に す す む

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。